平成２７年（フ）第３５７号
和歌山市榎原304番地７
債務者　栗栖　　愛（旧姓小坂）
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７１号
和歌山市園部1155番地１　サニータウン101
債務者　山本やすえ
１　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
福岡県大牟田市大字歴木1057番地
債務者　松本　昌昭
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１０８号
福岡県大牟田市大字歴木1057番地
債務者　松本　照子
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市三原１丁目10番38号　中村アパート302
債務者　南風原昭枝
１　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４８号
大阪市西区西本町１丁目10番10号オーエックス西本町ビル４Ｆ
債務者　株式会社サンク
代表者代表取締役　鳴瀧　順史
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩路　広海
４　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４９号
栃木県足利市鹿島町602番地の１
破産者　有限会社新藤紙器
１　決定年月日　平成28年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１８９号
千葉県佐倉市石川28番地２　ハイツメゾン101号室
破産者　原　　義明
１　決定年月日　平成28年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６６号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場24番地　平田荘７号
破産者　後藤　博司
１　決定年月日　平成28年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第９１号
千葉県佐倉市弥勒町177番地11
破産者　株式会社ユニオン
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県茂原市粟生野2682番地22
破産者　田口　健次
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１３９４９号
東京都新宿区四谷４丁目13番地31
破産者　株式会社サイマップ
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７２８号
東京都世田谷区成城４丁目26―10
破産者　南　みどり
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２８４号
東京都渋谷区広尾５－８―11　Ｂａｒｂｉｚｏｎ22―２Ｆ
破産者　株式会社リカインド
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４号
長野県上田市古里826番地７
破産者　東信土建株式会社
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第６号
名古屋市瑞穂区上山町１丁目16番地
破産者　株式会社祥
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５３５号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―301号、開始決定時の住所大阪市天王寺区勝山１丁目１番16号
破産者　西浦設計室こと　西浦　令晴
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５号
沖縄県南城市佐敷字新開１番地の114
破産者　合同会社あいぶらす
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部